

4 平成19年発生災害に係る激甚災害の指定

平成19年に発生した災害のうち、「局地激甚災害指定基準（局激）」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）に該当し、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の措置が適用される災害として、「新潟県中越沖地震」が平成19年8月10日政令第261号をもって指定され、さらに、「平成18年12月27日から平成19年6月26日までの間の地すべりによる災害」、「能登半島地震」、「6月16日から7月15日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」、「8月2日から同月3日までの間の暴風雨による災害」、「8月28日から同月31日までの間の豪雨による災害」、「9月5日から同月8日までの間の暴風雨による災害」及び「9月14日から同月18日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」の7災害が平成20年3月14日政令第45号をもって指定され（能登半島地震については、平成19年4月25日政令第162号により指定されたが、その後、農地等災害に係る特別措置を追加したため、一旦これを廃止し、改めて指定したものである。）、平成15年政令第51号（最終改正平成19年3月22日政令第52号）により指定された「平成12年から平成18年までの間の火山現象による災害」の1災害の災害期間が、平成20年3月14日政令第44号をもって「平成19年」までに延長された。

なお、平成19年災害に係る特定地方公共団体は、平成20年3月14日付けで文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省の共同告示第1号により33市町村が指定された。

○ 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日
中央防災会議決定
最終改正 平成19年2月27日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

- 1 法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0・5%を越える災害
 - B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0・2%を超える災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの
 - （1） 都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%を超える都道府県が1以上あること。
 - （2） 1の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の5%を超える都道府県が1以上あること。
- 2～8 （省略）
- 9 法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第2章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第5条の措置が適用される災害について適用する。
- 10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のとど被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

平成19年2月27日改正の指定基準は、平成18年10月6日以後に発生した災害について適用。

○ 局地激甚災害指定基準（国土交通省関係抜粋）

昭和43年11月22日
中央防災会議決定
最終改正 平成20年7月4日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（1）に掲げる市町村における（1）に掲げる災害については、法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項、第3項及び第4項の措置、（2）に掲げる市町村の区域における（2）に掲げる災害については、法第5条、第6条及び第24条第2項から第4項までの措置（省略）、（3）に掲げる市町村の区域における（3）に掲げる災害については、法第11条の2の措置、（4）に掲げる市町村の区域における（4）に掲げる災害については、法第12条、第13条及び第15条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（1）次のいずれかに該当する災害

- ① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。）の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費の額が1千万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。
- ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）。

（2）～（4） 省略

なお、この指定基準は、平成20年6月14日以後に発生した災害について適用する。